


### 平成24・25年度 競争入札参加のための業者登録

問い合わせ 契約検査課 ☎38-2012(〒659-8501 住所不要)

市(水道部・芦屋病院含む)が発注する競争入札に参加するためには、あらかじめ登録が必要です。登録の受け付けは、2年に1回です。年度途中の新規登録は行いません。

- 申請書配布 《建設工事》2月9日 平日・執務時間内まで
- 受け付け 《建設工事》1月10日～2月9日<必着> 物件等(印刷・役務提供含む)・測量・建設コンサルタント等の受け付けは終了しました。
- 提出方法 申請書は郵送でのみ受け付けます。契約検査課窓口(執務時間中)または、市ホームページから申請書を入力し、上記へ郵送で提出してください。詳細は、市ホームページをご参照ください。



### 南芦屋浜地区 地区計画の原案を縦覧します

問い合わせ 都市計画課都市計画担当 ☎38-2073

■縦覧件名 阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)地区計画の変更・都市計画南芦屋浜地区地区計画(芦屋市決定)原案

■縦覧期間 1月17日～31日まで <平日の執務時間内>

■縦覧場所 都市計画課 (市役所北館3階)

■意見書 土地に関する利害関係者は、縦覧期間中、南芦屋浜地区地区計画(芦屋市決定)原案について、芦屋市長宛に意見書を縦覧場所へ提出することができます。意見書は、個人情報以外は都市計画審議会資料として公表されます。



### 国民年金保険料の納付は口座振替が便利です

問い合わせ 西宮年金事務所 ☎0798-33-2941

国民年金保険料の納め忘れがあると、「老齢基礎年金」の年金額が少なくなったり、もしものときの「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」が受けられなくなったりする場合があります。口座振替にすると、保険料の納め忘れがなく、手間や時間も省けます。また、毎月納付で翌月振替にされた場合、割引きはありませんが、前納1年分前納または6カ月分前納や毎月納付でも、当月振替にすると割引きがあり、現金で納めるよりお得です。

申し込み 預貯金通帳・その届け出印・年金手帳(または国民年金保険料納付案内書)を持って、金融機関・郵便局または年金事務所、2月中にお申し込みください。

1年分または6カ月分前納は、3月中に年金事務所等で処理する必要があります。【参考】下表は平成23年度の場合です。平成24年度は変更となります。

振替・納付方法	振替日・納付日	割引き
① 毎月納付	翌月末日 例・4月分保険料は5月末日	口座振替も現金も、割引きはありません
② 毎月納付(早割)	当月末日 例・4月分保険料は4月末日	月50円の割引き(現金の場合、割引きはありません)
③ 1年前納	4月末日 (4月～翌年3月分保険料)	1年で、3,780円の割引き 現金の場合、3,200円の割引き
④ 6カ月前納	4月末日 (4月～9月分保険料) 10月末日 (10月～翌年3月分保険料)	6カ月で、1,020円の割引き 現金の場合、730円の割引き

### エントランスコンサート Part 18

■日時 1月29日(日) 午後2時30分～4時

■場所 保健福祉センター エントランスホール

■内容 音の宝石箱～天空にきらめく星のように ピアノソノ珠玉の逸品～

■出演 ピアノ独奏・金澤佳代子氏

■曲目 メンデルスゾーン「春の歌」ドボルザーク「ユーモレスク」ショパン「華麗なる円舞曲 第2番」ピアノ協奏曲1番「英雄がロネーズ」リスト「ウィーンの夜会」愛の夢「ラ・カンパネラ」

お車でのご来場は、ご遠慮ください

問い合わせ 福祉センター ☎31-0612



### 国民健康保険・後期高齢者医療制度にご加入のかたへ

問い合わせ 保険医療助成課医療助成担当 ☎38-2037/保険医療助成課 保険担当 ☎38-2035/老年福祉課 ☎38-2046(〒659-8501 住所不要)

「高額医療・高額介護合算制度」は、医療保険と介護保険の両方を利用して、その自己負担額が高額になっている世帯の負担を軽減する制度です。

### 高額医療・高額介護合算制度についてのお知らせ

対象となる世帯で国民健康保険の被保険者のかたには保険医療助成課保険担当から、後期高齢者医療の被保険者のかたには県後期高齢者医療広域連合からそれぞれ1月中旬頃に案内通知を送付しますのでご確認ください。

平成二十二年八月から二十三年七月の間に入っている医療保険が変更になった場合など、お知らせできない場合もあります。【制度の趣旨】医療保険では医療費の自己負担額について「一月ごとの自己負担限度額」が設けられており、自己負担額が限度額を超えた場合、超えた部分が高額療養費として支給されます。また介護保険でも同様に介護サービス費の自己負担限度額を超えた場合、超えた部分に限り、高額介護サービス費として支給されます。

【合算の範囲】基準日計算期間の末日通常七月三十一日時点で加入している医療保険の世帯単位で、計算期間中に、医療と介護の両方を負担した場合に合算します。

【申請方法】申請書に必要な事項を記入押印し、案内通知に同封している返信用封筒に入れて郵送してください。

【申請書が届いたかた】案内通知に必要事項を記入押印し、案内通知に同封している返信用封筒に入れて郵送してください。

【制度の概要】一年間平成二十二年八月一日から二十三年七月三十一日以下計算期間といふの医療と介護の自己負担の合算額が算定基準額を超えた場合、超えた部分を算定基準額(表1)なお高額療養費や高額介護予防サービス費の支給がある場合は、その支給額を控除して合算します。

【合算の範囲】基準日計算期間の末日通常七月三十一日時点で加入している医療保険の世帯単位で、計算期間中に、医療と介護の両方を負担した場合に合算します。

【申請方法】申請書に必要な事項を記入押印し、案内通知に同封している返信用封筒に入れて郵送してください。

【申請書が届いたかた】案内通知に必要事項を記入押印し、案内通知に同封している返信用封筒に入れて郵送してください。

### (表1)算定基準額

70歳以上のかたの世帯(※)	69歳以下のかたの世帯
負担区分 算定基準額	負担区分 算定基準額
現役並み所得者 67万円	上位所得者 126万円
一般 56万円	一般 67万円
区分Ⅱ 31万円	低所得者 34万円
区分Ⅰ 19万円	

※65歳から70歳未満のかたで、障害認定により後期高齢者医療の被保険者となるかたも含まれます

■負担区分は、基準日である平成23年7月31日の時点で加入している医療保険のものが適用されます

■算定結果が500円以下の場合は支給できません

■区分Ⅱ 住民税非課税世帯の場合

■区分Ⅰ「区分Ⅱ」のうち、その世帯の各所得が0円である場合、年金所得は、所得控除を80万円として計算します

■低所得者 保険加入世帯員全員が、住民税非課税の場合

■区分Ⅰの世帯で、介護サービス利用者が複数いる場合は、区分Ⅱの算定基準額で介護保険の支給額を計算します

健康保険が異なるときは別世帯となり合算できません。医療が介護のどちらか一方の負担しかない場合は、該当なりません。【申請方法】申請書に必要な事項を記入押印し、案内通知に同封している返信用封筒に入れて郵送してください。

■案内通知が届いたかた 申請書に必要な事項を記入押印し、案内通知に同封している返信用封筒に入れて郵送してください。

■案内通知が届いていないかた この制度に該当すると思われるかたは、基準日平成二十三年七月三十一日時点で加入していた医療保険の窓口で、案内通知が届いていないかたを確認してください。

■振込先口座が被保険者名義以外の場合 は委任状または受領立書等が必要となります。

### パレンタイン・クッキーを作ろう!


■日時 2月11日(土) 午前9時45分～11時45分 午後1時15分～3時15分

■会場 市民センター別館 料理室

■対象 小学生(保護者同伴可)各コース20人

■内容 クッキーとデコおにぎり作り ■費用 500円 ■申し込み はがきかファクスに住所・氏名・学年・電話番号・希望のコースを記入し、1月30日(月)までに下記へ

問い合わせ 公民館 ☎35-0700/☎31-4998(〒659-0068 業平町8-24)



### 文学に親しむつどい

■日時 2月6日(月) 午後1時30分～3時


■会場 市民センター401室

■内容 「源氏物語」の本文

■定員 先着100人

■講師 神戸大学 文学部 教授・片岡利博氏

■申し込み 直接会場へ



### 教育委員会からのお願い


問い合わせ 教育委員会管理課 ☎38-2085

### 私立等の小・中学校へ入学するかたは「届け出」を

児童・生徒が、国立・県立・私立の小・中学校へ入学する場合は、事前に届け出が必要で、入学許可証を持って、教育委員会管理課(市役所北館4階)へ手続きをお願いします。

### 外国籍のかたで市立小・中学校へ入学希望のかたは…

外国籍の児童・生徒が、市立の小・中学校への入学(新1年生を含む)を希望する場合は、事前に届け出が必要です。外国人登録証明書と印鑑を持参の上、教育委員会管理課(市役所北館4階)へ手続きをお願いします。



### 平成24年度 留守家庭児童会 《入会児童募集》

■内容 学校の放課後、保護者が就労等で昼間家庭にいない小学校低学年の児童を対象に、遊びを通じて生活指導その他児童の健全育成を図ることを目的とする放課後児童健全育成事業です。遊びを通じてスポーツ・文化・レクリエーション等の諸活動を行い、集団による余暇指導を行います。

■対象 市内在住の新1年生および新2年生・新3年生で、家庭に保護者が就労等で昼間不在となる児童

■必要書類 《入会時に必要な書類》 留守家庭児童会入会申請書(児童1人に1通) 在職証明書等(児童の保育に当たれない証明) 延長保育を希望する場合は、留守家庭児童会延長保育利用希望調査票

■育成料 月～金曜日・月額8,000円/月～土曜日・月額9,600円/延長保育・3,000円加算(延長保育の開級は、利用希望者の該当者数で決定します)および・教材費 月額2,000円/災害保険代 年額500円

同一世帯の平成22年度市民税所得割額の合計が12万円以下の世帯は、減額免除の対象となります。

《減額に必要な書類》 育成料減額申請書 平成23年の市民税課税証明書(平成23年1月1日に在住していた市町村で発行したもの)

申し込み 2月1日～15日 消印有効 までに、郵送または次の窓口へ。各小学校の留守家庭児童会(月～金曜日・午後0時15分～4時45分) / スポーツ・青少年課(月～土曜日・午前9時～午後5時)


受け付け終了時点で各学級定員を超えた場合は、抽選します。定数に余裕のある学級は、年度途中での申請を受け付けます。

問い合わせ スポーツ・青少年課 ☎22-0358(〒659-0072 川西町15-3)

### 1月26日は「文化財防火デー」

問い合わせ 消防本部予防課 ☎38-2098

文化財防火デーの制定は、昭和24年1月26日に、現存する最古の木造建造物である法隆寺(奈良県斑鳩町)の金堂が炎上し、壁画が焼損したことを契機として昭和30年に定められました。消防本部では、毎年この日を中心に文化財所有者の協力を得て、消防訓練を実施し文化財防火運動を展開しています。



### 「次世代育成支援対策推進行動計画」

問い合わせ こども課 ☎38-2045

市では平成二十二年からの五年間を後期とする少子化対策の行動計画を策定し、二十六年目標の達成に向け、地域の関係団体や行政関係機関等で構成する「推進協議会」を設置し、取り組みを進めています。

今年度も、行動計画の全事業の前年度実施状況について、市民・学識経験者・地域の関係団体代表者等で構成する「評価委員会」による外部評価を実施しましたので、その概要をお知らせします。

《次世代育成支援対策推進行動計画とは》 急速な少子化の進行と、子育て家庭を取り巻く環境の変化に対応し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ・育成される社会づくりに向けて、市町村では行動計画の策定が義務付けられています。

この計画は、平成十七年度から二十六年までの十年間のうち前期五年・後期五年に分けて策定し、後期計画は前期計画の必要を見直しを行うため、二十一年度中に策定しました。

《事業の評価結果》 評価委員会では、二十六年目標に対する二十二年実績を、A・B・Cの三段階で評価しました。評価結果については、今後の事業の推進に反映していきます。



### 平成22年度実績の評価結果一覧

基本目標	評価	事業数	割合(%)	主な事業
家庭における子育てへの支援	A	40	33	子ども手当、子どもの相談、体験保育
	B	74	61	育児支援家庭訪問事業、乳幼児等医療助成
	C	8	7	出前保育、子育てに関する公民館講座
豊かな心・健やかな体を育む環境づくり	A	44	30	プレイパーク事業、子ども読書の街づくり推進事業
	B	94	65	都市公園、児童遊園等の整備、子どもお話の会
	C	7	5	里山づくり、親子自然教室
仕事と子育ての両立の推進	A	12	41	留守家庭児童受け入れ、幼稚園延長保育、通常・延長・病時病後児保育、一時(保育)預かり事業
	B	16	55	ファミリー・サポート・センター事業、就労支援のための情報提供
	C	1	3	一時預かり事業
親子が安心して快適に暮らせる環境の整備	A	7	28	福祉センターの開設、公共施設等のユニバーサル化
	B	18	72	通学路等の維持補修、街頭視察活動
	C	0	0	—
総合計	A	103	32	
	B	202	63	
	C	16	5	
	合計	321	100	

※割合(%)は、小数点以下を四捨五入したままの数値のため、合計が100%にならない場合があります。 ※22年度実施状況と評価結果の詳細内容は、市ホームページまたは行政情報コーナーでご覧いただけます。

### 【評価の基準】

■A評価 目標を達成したものの、事業内容や制度が拡大したものの、数値的な成果として伸びがあり前進があったと認められるもの

■B評価 事業内容に変化がなく維持継続して行ったもの、過去から実施している状況が変わらないもの

■C評価 目標が達成できなかったもの、事業内容や制度が後退したものの

### 女と男の参画メール

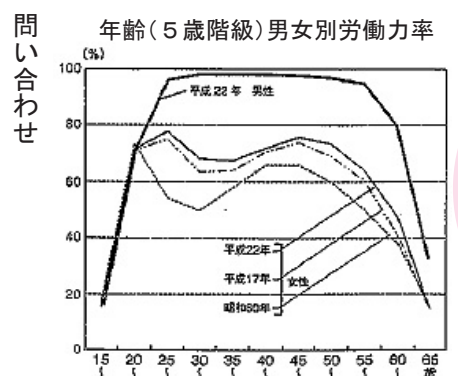
労働力率の「M字カーブ」を知っていますか?

労働力率とは、十五歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合で、十五歳以上の就業意思のある人がどれくらいいるかを示します。

これを年齢階層別(五歳階級)で見ると、男性の労働力率は台形状で、も高く、特に二十歳代後半から五十歳代後半までは百パーセント近くになります。これに対し、女性の労働力率は二十歳代後半と四十歳代後半に二つの頂点をもち、三十歳代に谷となる形状で、これがM字カーブと言われているのです。

三十歳代で、結婚・出産などのためにならなくなる考えられますが、男女雇用機会均等法の施行前、昭和六十年と比べると、そのM字の谷は浅くなってきています。

女性の労働力率が増加する一方で、仕事と家事や育児のバランス(ワーク・ライフ・バランス)は進んだとは言えない状況です。働き方の多様化が進み、出産・育児への支援や工夫が多くなれば、就労機会が増え、M字カーブの底はさらに浅くなり、また仕事と家事や育児のワーク・ライフ・バランスが進むのではないのでしょうか。皆さんはどう思われますか。



問い合わせ 男女共同参画推進担当 ☎38-2023